

議案参考資料

[令和7年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第48号 市長及び副市長の給料の特例に関する条例案

趣旨・目的

本市生活保護業務における不適切な事務処理及び対応に対して、市行政の責任者として重く受け止め、令和7年6月1日から令和7年11月30日までの間、特例として、市長については給料月額を100分の30、副市長については給料月額を100分の20減額するものです。

概要

- (1) 対象者 市長及び副市長
 - (2) 減額期間 令和7年6月1日から令和7年11月30日まで
 - (3) 減額内容
 - ・市長
給料月額から100分の30の割合を乗じて得た額に相当する額を減額
 - ・副市長
給料月額から100分の20の割合を乗じて得た額に相当する額を減額
- (施行期日：令和7年6月1日)

背景・経過

令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、その原因究明と再発防止の徹底を図ること及び桐生市の生活保護業務の執行全般について検証を行うことを目的に、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会を設置し、令和6年3月から約1年にわたる検証を経て、令和7年3月28日付けで同委員会から報告書が提出されました。

桐生市福祉事務所の組織風土の中に形成された悪しき慣行や不正常的な組織体制を原因として、極めて不適切な事務処理及び対応が行われてきたことを市行政の責任者として重く受け止め、市長及び副市長の給料を6か月減額するものです。